



2023年10月11日

各 位

会 社 名 株式会社 C E ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO（最高経営責任者） 齋藤直和
（コード番号：4320 東証プライム、札幌）
問 合 せ 先 常務取締役 CSO（最高戦略責任者） 芳賀恵一
（TEL. 011-861-1600）

第三者割当により発行される第4回新株予約権の払込完了に関するお知らせ

当社は、2023年9月25日開催の取締役会において決議いたしました、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当先とする第三者割当の方法による第4回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行に関しまして、本日付で本新株予約権に係る発行価額の総額（3,750,000円）の払込が完了したことを確認しましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2023年9月25日付で公表しております「第三者割当により発行される第4回新株予約権の発行及びコミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

新株予約権の概要

(1) 割 当 日	2023年10月11日
(2) 新株予約権の総数	25,000個
(3) 発 行 価 額	総額3,750,000円（新株予約権1個につき150円）
(4) 当該発行による潜在株式数	2,500,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は600円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は2,500,000株です。
(5) 資金調達の額	1,503,750,000円（差引手取概算額：1,492,750,000円） （内訳）新株予約権発行による調達額：3,750,000円 新株予約権行使による調達額：1,500,000,000円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。また、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。
(6) 行 使 価 額	当初行使価額 600円 行使価額は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直前取引日の終値に修正することができます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌々取引日以降に修正後の行使価額が適用されます。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできません。そのため、本新株予約権は、東京証券

	取引所の定める有価証券上場規程第 410 条第 1 項に規定される MSCB 等には該当しません。
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 (以下、「マイルストーン社」といいます。) に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	<p>① 行使条件 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日 (2023 年 9 月 25 日) 時点における当社発行済株式総数 (15,347,600 株) の 10% (1,534,760 株) を超えることとなる場合の、当該 10% を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。</p> <p>② 新株予約権の取得 当社は、本新株予約権の割当日から 6 ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日 (以下、「取得日」といいます。) を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>③ 本契約における定め 当社は、マイルストーン社との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本契約を締結する予定です。本契約においては、以下の内容が定められております。詳細は、2023 年 9 月 25 日付で公表しております「第三者割当により発行される第 4 回新株予約権の発行及びコミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ」の「2. 募集の目的及び理由 (2) 本資金調達方法 (第三者割当てによる新株予約権発行) について」に記載しております。 ・当社による本新株予約権の行使の指定 ・当社による本新株予約権の行使の停止 なお、本契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められており、また譲渡された場合でも、上記のマイルストーン社の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。</p> <p>④ その他 当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る第三者割当契約及び総数引受契約を締結しております。</p>

(注) 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額が減少する可能性があります。

以 上